

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成30年12月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

○欠席委員（1名）

15番 土屋 尊史 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	西部 成敏 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	洞戸事務所主査	長屋 一也 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	上之保事務所主査	福田 明宏 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）12月の師走になりまして、お忙しい中、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。先般は、田原市に研修視察にご参加いただきましてありがとうございました。研修の終わりの時に職務代理の安田さんの方からお話がありましたが、研修に臨む時の心得をみなさんそれぞれ持って頂いていたかと思いますが、内容をお聞きしますと暗渠排水、用水とか畑地化するという事ですので約23haですが、殆どが畑地化で2反程が水田ということですけど、既存の物がそのまま施設整備という事であてられたというか、されるという事で換地とかそういったものは全くないという状況でした。キャベツを主として栽培され、やはり儲かる農業という事で借地に対しては借地料を払われるという事で私たちの経営環境とが少し違ったところがあってその反面、それだけ農地が高く評価されているという事でたいへん羨ましいなと思いました。みなさんはどのように捉えられたかということですが、何かの参考にしていただければ、一つの実りある研修になったかなと思います。本日もご審議をよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、事務局長の西部がご挨拶申し上げます。

○事務局長（西部成敏君）先週の現地研修会お疲れ様でした。そこで私が感じたことがあるんですが、やっぱり儲かる作物がないとなかなか土地改良の話が進んでも長続きしないのではないかなという事です。維持だけではなかなか難しいという事を感じました。そこで、今ちょうど予算編成の時期でして、平成30年度からは新規法人になった時の報奨金、Iターン、Uターンで来た時の後継者の報奨金、それから今の既設の法人や営農組合が新たな作物に挑戦した時の補助金の3つを立ち上げました。それは5年限定ですが、その後、第二弾ということではないですが、特定の作物関野菜ということで、米だけではなく裏作で出来るようなものに挑戦した時に、補助金が出せないかと今検討をしています。それから深刻な獣害被害の対策として絶対数猪を取る人、猟師の方が減っていますので、猪対策のような形でもう少し駆除費が出せないかという事も今検討している状況です。

いずれにしても基盤整備や法人化収益の向上といっても簡単に解決する問題ではございませんが、農業委員の皆様や推進委員の皆様の力があっての事だと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。今日は3条6件、4条4件、5条15件ありますが、ご審議の程よろしくをお願いします。本日はご苦労さまでございます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。15番の土屋委員1名です。議事の進行につきまして、野村会長よろしくをお願いします。

○議長（野村茂）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。18番永井委員、19番岩田委員のお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、小瀬地内、JAめぐみの鮎之瀬支店の北西75mほどに位置する農振農用地である畑414㎡。申請の目的は、所有権の設定です。譲渡人は、農地の維持・管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センターの南西500mほどに位置する農振農用地である田997㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定です。貸

付人は、農業経営が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。3条3番の案件と同時許可になります。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センターの南西500mほどに位置する農振農用地である田1,000㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、体力的に農業経営が困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。3条2番の案件と同時許可になります。

4番の案件 位置図は、4、5ページになります。申請地は、中之保地内、中之保多々羅集会場の北東40mほどに位置する農振農用地である田756㎡。やまゆり保育園の南東70mほどに位置する農振農用地である田2筆3,273㎡。農振農用地区域外である田2筆265㎡。畑15筆3,111.91㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。貸付人は、農業後継者である長女に、申請地を経営移譲するといふもの。借受人は、父より申請地を経営移譲を受けるといふもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。

5番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、下之保地内、ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する農振農用地区域外である田307㎡の内、42㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、5条12番の申請地の交換地として譲り渡すといふもの。譲受人は、5条12番の申請地の交換地として譲り受けるといふもの。4条3番、5条12番の案件と同時許可になります。

6番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、下之保地内、ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する農振農用地区域外である畑29㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農業に従事することが困難なため、譲受人に贈与するといふもの。譲受人は、自宅の隣地である申請地を受贈するといふもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、11月16日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの4件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

1番（安田美雄君）4番の案件ですが、同一家族で使用貸借で相続でないという事ですね。こういうような経営の場合、3条で申請があるというのは私も初めてなんです、過去には世の中にはこういうケースが沢山あると思いますがこれで長女に経営を移譲する場合には、あまり申請がないんですが、あえて相続以外でも経営を負担する場合に申請が必要かどうか疑問に思ったんですが。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）今回の件につきましては、農業者年金を受給されるという事で、その期限設定という事で3条の使用貸借という事です。

○議長（野村茂）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、5番の案件は、4条3番及び5条12番の案件と同時許可。それ以外の案件は、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の6件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、5ページになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、東本郷地内、市役所の南東480mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1, 284㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域内農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、農業用施設です。申請人は、近隣に農地を所有し耕作しているが、自宅から農業用資材や農機具等を運ぶのが手間であるため、申請地を資材置場、駐車場として利用したいというもの。

11月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったが、申請者が競売により取得する以前から雑種地であったというもの。申請地は、第1種農地であるが、農業用施設であるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振用途区分変更の認可を得ています。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、中福野町地内、緑ヶ丘中学校の南東420mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地372㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請人は、申請地の北側で営業している㈱バローが、従業員、お客用の駐車場が不足しているため、申請地を賃貸したいとの申し出があったため、申請地を貸駐車場とし、貸し付けるというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

11月19日に現地確認をしたところ、平成5年にバローの駐車場として既に利用しており、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、下之保地内 ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する田611㎡の内、42㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内の農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。申請人は、現在居住する住宅への進入道路が狭いため、申請地を自宅への進入路として利用したいというもの。

11月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。3条5番、5条12番の案件と同時許可になります。

4番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、上之保地内宮脇集会場の北東940mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地2, 115㎡の内、1,068.67㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、材木業工場です。申請人は、木材業を行っており、工場が必要なため、申請地を工場として利用したいというもの。

11月16日に現地確認をしたところ、昭和50年ごろに埋め立てし、工場を建築しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、平成29年7月6日に農振除外の認可を得ています。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第2号の4件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、平賀町6丁目地内東山公民センターの南南西180mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地22㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、申請地の西側に居住しているが、申請地との境いっぱい建物が建っており、通路が狭いため、申請地を使用貸借により借り受けて、住宅敷地を拡張したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

1月16日に現地確認をしたところ、昭和62年頃に住宅を建築した際から通路として使用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、巾3丁目地内巾公民センターの西360mほどに位置する登記地目原野、現況地目畑201㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在妻の実家に居住しているが、手狭であるため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、申請地を売り渡すというもの。隣地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、稲口地内稲口公民センターの南東260mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆、43.65㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅駐車場です。譲受人は、申請地を無償で譲り受けて、一般個人住宅駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、譲り渡すというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、10年頃前から駐車場として利用しており、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、豊川町地内 安桜小学校の南東300mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地128㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅駐車場です。譲受人は、近隣に住宅があるが、自宅に駐車スペースがないため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、平成20年頃に一部を駐車場として利用しており、一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、西本郷通4丁目地内市役所の南東270mほどに位置する畑254㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、倉知地内関商校の北西130mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地859㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場、コンテナ置き場です。譲受人は、申請地北側で、金属プレス加工業を営んでいるが、敷地に余裕がなく、従業員の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場・コンテナ置き場として、自身が経営する会社へ貸し付けるというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

1月16日に現地確認をしたところ、昭和47年頃に埋め立てられ、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、下有知地内下有知小学校の南西600mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地433㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地ため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。借受人は、農業用倉庫が必要となったため、申請地を父より、使用貸借により借り受けて、農業用倉庫として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

1月19日に現地確認をしたところ、昭和38年ごろに農業用倉庫を建築しており、現況一部宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるが、農業用施設であるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

8番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所前駅の北西600mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地477㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、建設業 資材置場です。借受人は、建設業を行っているが、資材置場が必要となったため、申請地を父より使用貸借により借り受けて、資材置場として利用したいというもの。貸付人は、営農が困難なため、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。

1月19日に現地確認をしたところ、平成29年頃に一部を埋立てし、資材置き場として利用していたため、現況が畑一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、寺田1丁目地内寺田公民センターの北西100mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑351.11㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在美濃市片知に居住しているが、生活が不便なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となり、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、西福野町2丁目地内西部公民センターの南東150mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑359.05㎡の内、150㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、親が経営する特殊印刷会社に勤務しているが、従業員の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場とし会社に貸し付けるというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。11月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、戸田地内岐阜県魚苗センターの北東700mほどに位置する畑、823㎡の内、627.63㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等

が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の賃貸住宅で生活しているが手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。譲渡人は、農地を適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、下之保地内ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する田、296㎡の内、20㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、自宅への進入路が狭いため、申請地を3条5番の土地と交換し、自宅への進入路として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、交換に応じたというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。3条5番、4条3番の案件と同時許可になります。

13番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、下之保地内ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する田、568㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、申請地を父、祖父より使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、20年間となっています。

1月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、洞戸栗原地内洞戸小学校の北330mほどに位置する登記地目畑2、770㎡の内2、648㎡。農地の区分は、特定土地改良事業（面整備）施工区域内の農地ため、第1種農地と判断します。転用の目的は、ミネラルウォーター製造販売業駐車場・資材置場です。譲受人は、申請地の南側で、ミネラルウォーターの製造販売業を行っている会社で、業務拡大に伴い、タンクローリーやトラック、及び増員する従業員の駐車場及び、製造過程で必要な資材の置場が必要なため、申請地を買い受けて、駐車場・資材置場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。本案件は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ています。また、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

15番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、洞戸尾倉地内尾倉集会所の北東35mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆214㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、養蜂業社員用住宅倉庫・駐車場です。譲受人は、養蜂業を行っている会社で、近隣集落にある事業所に勤務する社員用の住宅として、申請地東側にある空き家を購入したが、倉庫及び駐車場が必要なため、申請地を買い受けて、倉庫・駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、近隣の市に嫁ぎ生活しており、農地を適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月16日に現地確認をしたところ、昭和53年頃から、倉庫・駐車場として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、使用貸借権の設定に関するもの4件、計15件につきま

して、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の15件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、13ページになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が、1件1筆地目は畑で、2,318㎡。更新が、9件16筆地目は田で、22,319㎡です。使用貸借権の設定に関するものについて、新規が1件2筆、地目は田で、4,302㎡。地区は、大杉、肥田瀬、下有知、広見、武芸川町八幡の5地区でございます。権利の設定を受ける者は、（有）ふる里農園美の関外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告させていただきます。議案は、15ページになります。

1番の案件 届出地は、下有知地区の田3,106㎡。賃借人は、大澤慶一です。合意解約日は、平成30年11月14日です。以上解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

○議長（野村茂）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ご審議頂きまして誠にありがとうございました。そして私からちょっと御礼を申し上げます。余すところ1ヶ月足らずとなりました。この1年、皆様方にご支援ご指導頂きましてこの農業委員会の運営に努めさせて頂きました。誠に御世話になりました。これから年末にかけてまして天気予報を聞いておりますと、たいへん暖かい日やら寒い日が続くという事で非常に温度差がある日々が続くという予報が出ております。皆様方、お体をご自愛されまして新しい年を迎えていただきますことをご祈念を申し上げます。この1年誠にありがとうございました。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）その他について。次回の総会は平成31年1月10日木曜日の午前10時から市役所6-6、6-7会議室で予定しております。推進委員との合同会議は、当初1月10日に行う予定でしたが、事務局の都合により31年2月6日水曜日の総会後の午前10時から大会議室で行いたいと思います。

それでは閉会のあいさつを職務代理の安田さんよりお願いします。

○職務代理（安田孝義君）1年間たいへんお世話になりました。この間まで暑い暑いと言っておりましたが、すっかり寒くなりました。この間、風水害なり台風、そして日照りが続きまして、私ども農業生産者にとっては野菜を含め水稻、たいへん厳しい年ではありました。しかし、厳しい厳しいと取れ高もあまり良くなかった訳ですが、来年に向けて頑張っ参りたいと思いますので、是非ともご協力を頂きます。お世話になりました。ありがとうございました。

午前10時52分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

18番 関市武芸川町跡部1373番地

印

19番 関市武芸川町跡部1407番地9

印
